平成２５年（フ）第３号
栃木県那須塩原市東三島４丁目69番地９、前住所福島県郡山市深沢一町目６番12号　ライオンズマンション深沢308号
破産者　渡邊　早苗（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２５号
川崎市川崎区本町２丁目８番地14
破産者　株式会社ヒトス
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
富山県高岡市西藤平蔵1500番地54、商業登記簿上の本店所在地富山県魚津市三ケ227番地25
破産者　有限会社ライトスタッフ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４０号
三重県三重郡菰野町大字榊828番地１
破産者　内田　秀人
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地58番地１
破産者　岸　　誠二
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６１７９号
大阪市中央区瓦町２丁目２番７号瓦路ビル２Ｆ
破産者　株式会社コンポーズ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１９号
大阪市生野区桃谷１丁目10番22号
破産者　株式会社マーム
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２７号
大阪市北区太融寺町２番22号　梅田八千代ビル
破産者　株式会社アズ・インターナショナル
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６０号
大阪市中央区常盤町１丁目２番13号
破産者　太陽堂印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３１号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―1111
破産者　財団法人　大阪飲食理容美容福祉協会
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７００号
大阪市中央区農人橋３丁目２番10号
破産者　フォーイー株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１号
堺市中区陶器北234番地の25
破産者　有限会社鳶山下組
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０９号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番１―302号
破産者　大栄工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９６号
兵庫県姫路市書写1746番地の８
破産者　株式会社佳秀
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県西脇市野村町1794番地の284
破産者　株式会社アイズ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第４３号
大阪市中央区船場中央２丁目１番４―322号
破産者　株式会社ライフゲート
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
岡山県玉野市田井１丁目14番13号、旧住所岡山市中区江並305番地17
破産者　河原　利行
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７号
岡山県玉野市田井１丁目14番13号、旧住所岡山市中区江並305番地17
破産者　河原左千子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
鹿児島市谷山中央６丁目29番18号　朝日アパート202号
破産者　古川　弘子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
茨城県石岡市石岡13462番地14
破産者　有限会社ガレージ・ヒロ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
茨城県水戸市住吉町192番地の87
破産者　有限会社一期一会屋キッチン
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
茨城県水戸市本町２丁目10番11号
破産者　有限会社Ｎ・Ｋ
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所